

でんさいネット説明資料 (でんさいライト編)

株式会社全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）



でんさいキャラクター「でんさい犬」
（「電(でん)子記録債権(さいけん)」が由来)

1

でんさい、でんさいライトとは

2

でんさいライトができた背景

3

でんさいライトの概要

4

でんさいライトの操作方法

5

でんさいライトのよくあるご質問

1 でんさいとは

でんさいとは

■ でんさいは、でんさいネットが取り扱う電子記録債権

■ 手形と同様の利用方法を採用

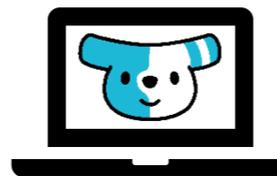
- 中小企業の資金調達の円滑化に資する最も汎用的な利用方法として、**現行の手形と同様の利用方法**を採用
- 手形の取引停止処分制度※と類似の制度を整備

※2027年度初から電子交換所における手形・小切手の交換が廃止される。これに伴い、**取引停止処分制度が利用できなくなる予定。**
但し、同様の制度はでんさいにて利用可能

手形(約束手形・為替手形)



でんさい等の 電子記録債権



でんさいとは（でんさいのメリット）

手形と比べた場合のでんさいのメリット

1. コスト削減

手形・領収書の取扱いに係る印紙税・郵送料等を削減

2. 事務負荷軽減

手形への記入・押印、取立依頼等の事務負荷を軽減

3. リスク低減

手形と異なり、盗難・紛失リスクを解消

4. 資金繰り円滑化

取引金融機関で支払期日前に資金化が可能[※]

必要な資金の分だけ分割して資金化が可能

※金融機関ごとに取扱可否・審査基準・所要時間等が異なる。

1 でんさいライトとは

でんさいライトとは

IB(インターネットバンキング)契約がなくてもでんさいを利用できる契約料や月額手数料が不要なサービス。スマホやタブレットでも利用が可能。

でんさいとでんさいライトの違い

でんさいとは、でんさいネットが取り扱う電子記録債権のことであり、でんさいネットが提供するサービス全般を指す(=でんさいネットサービス)

でんさいライトは、**でんさいネットサービスの一つ**

でんさい
(でんさいネットサービス)

でんさいライト以外の
金融機関が提供する
でんさいネットサービス

でんさいライト

- でんさいネットが取り扱う電子記録債権を**でんさい**(でんさいネットサービス)
- でんさい(でんさいネットサービス)には、「**でんさいライト**」と「**金融機関が提供するでんさいネットサービス**」がある
- でんさいを利用するためには、いずれの場合も、**取引金融機関への利用申込みが必要**

1

でんさい、でんさいライトとは

2

でんさいライトができた背景

3

でんさいライトの概要

4

でんさいライトの操作方法

5

でんさいライトのよくあるご質問

2 でんさいライトができた背景

政府が「**約束手形・小切手の利用廃止**」の方針を示すなど、手形・小切手の全面的な電子化は待ったなしの状況

- 2021年【成長戦略実行計画】

→「5年後(2026年)を目途に約束手形の利用廃止に向けた取組み促進と小切手の全面的な電子化を図る」ことが明記

- 2023年【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画】

→ 約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う



2021年 金融界における【手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画】

全銀協とでんさいネット制作の全面的な電子化に関する周知チラシ

2026年度末までに電子交換所における全ての手形・小切手の交換枚数をゼロにする

紙の手形・小切手の**全面的な電子化の期限**まで**残りわずか**

2 でんさいライトができた背景

2025年3月に全国銀行協会は抜本的な取組みを公表

【2025年3月26日全国銀行協会公表】

<抜本的な取組み>

■ **2027年度初から**電子交換所における**手形・小切手の交換を廃止**する（※）

- ・手形・小切手の取扱いを継続する場合、電子交換所を介さない郵送等による相対決済（個別取立等）を行う必要がある
- ・電子交換所における**取引停止処分制度が利用できなくなる**。但し、**同様の制度はでんさいにて利用可能**

※2027年度初から手形・小切手が使用できなくなるものではありません。ただし、2027年度初からは電子交換所を介さない決済となることから、各金融機関において郵送等による相対決済（個別取立等）を行う必要があるため、金融機関の判断により、手形・小切手の取扱い等が変更となる可能性があります。

<その他の取組み>

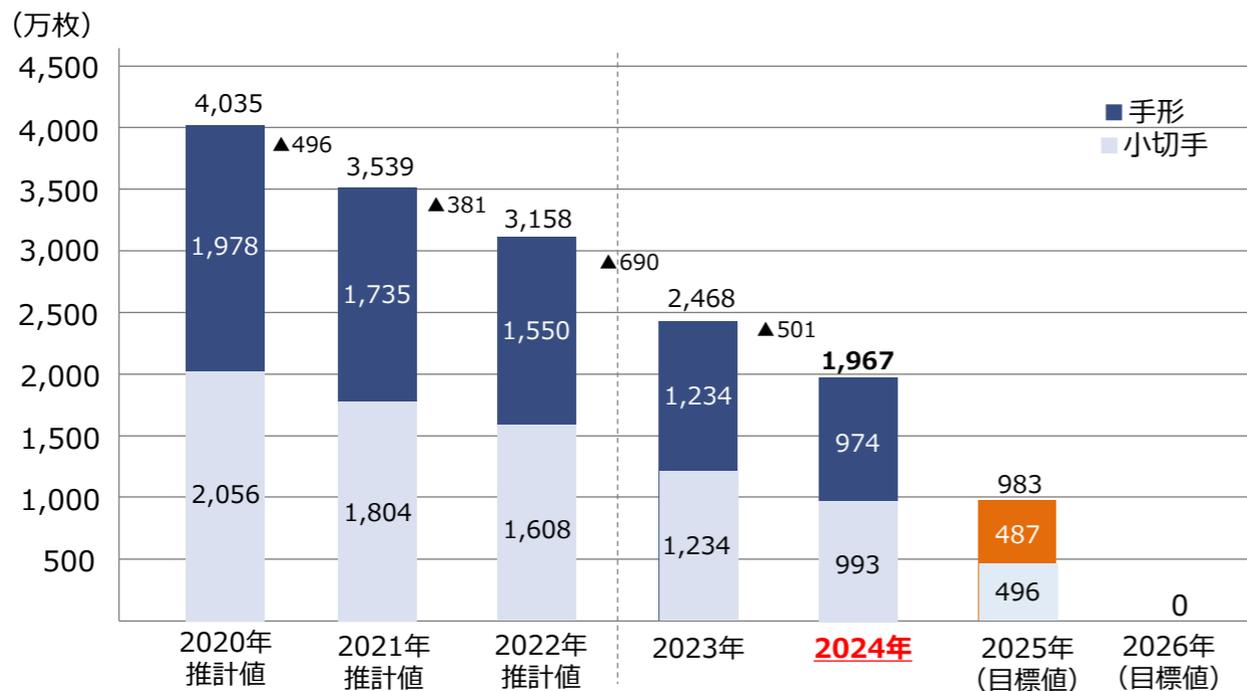
■ 電子交換所システムの更改は行わない（保守期限は2029年6月、保守延長は2031年6月まで可能*）

- ・手形・小切手以外の証券類に関しても、電子交換所を介した金融機関間の資金決済が出来なくなるため、各証券の特性に応じ、郵送等の代替手段による決済を行う必要がある *保守延長の要否は別途、代替手段への移行状況を調査し判断

手形・小切手の電子化は**待ったなしの状況**

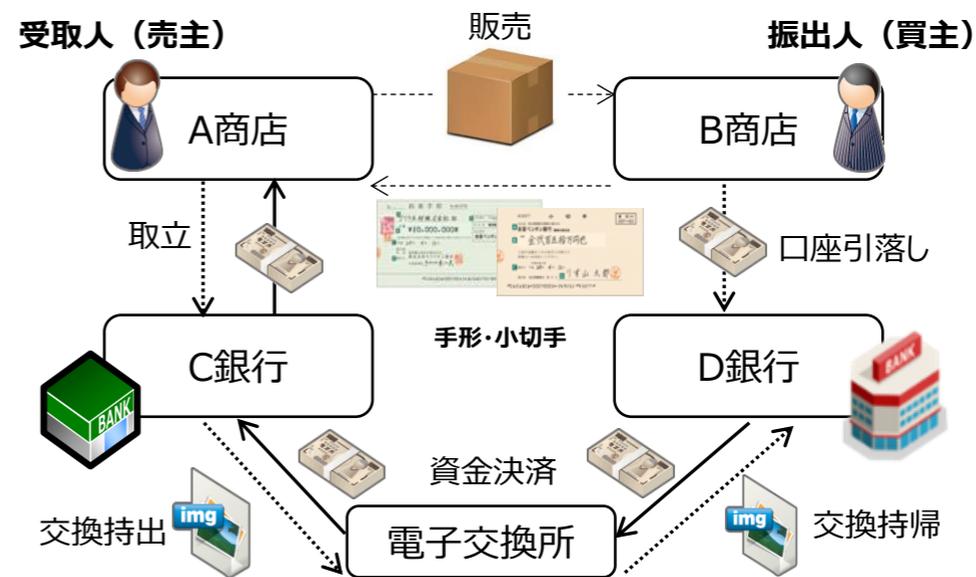
でんさいライトができた背景 (手形・小切手を取り巻く現在の状況)

電子交換所における交換枚数の削減イメージ



※2020年～2022年推計値は、各年の全国手形交換枚数（2020年:4,091万枚、2021年:3,588万枚、2022年:3,203万枚）、2018年のアンケート（自行交換比率（手形21%、小切手26%））、電子交換所における行内交換を除いた2023年の手形・小切手の割合（38.2%、37.2%）をもとに推計

電子交換所における交換イメージ



【手形・小切手の全面的な電子化セミナー資料（全銀協講演資料）より】

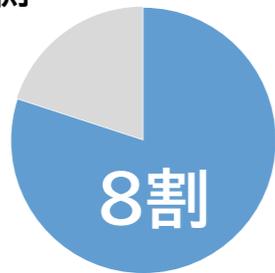
- 電子交換所における**2024年の交換枚数は1,967万枚**(手形974万枚+小切手993万枚)。
- 2026年度末までにゼロにするためには、**毎年984万枚(手形487万枚+小切手497万枚)減らしていく必要**。

でんさいライトができた背景 (手形・小切手を取り巻く現在の状況)

手形の利用意向

「手形をやめたい」意向

振出側



受取側



「やめたいがやめられない理由上位」

振出側	受取側
受取側が手形による受取を希望	振出側が手形による支払を希望
電子記録債権にしたいが受取側が利用していない	電子記録債権にしたいが振出側が利用していない
経理事務を変更することに抵抗がある	自社の慣習、経営層の考え方

「やめたくない理由上位」

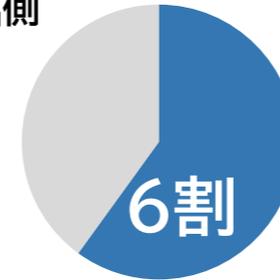
振出側	受取側
経理事務を変更することに抵抗がある	手形での受取をやめる必要性を感じない
手形での支払をやめる必要性を感じない	裏書譲渡ができる (⇒でんさいも譲渡可能)
電子記録債権よりトータルの費用が安い	経理事務を変更することに抵抗がある

(2023年6月 手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する
検討会説明資料 (事務局：全国銀行協会)から抜粋)

小切手の利用意向

「小切手をやめたい」意向

振出側



受取側



「やめたいがやめられない理由上位」

振出側	受取側
受取側が小切手による受取を希望	振出側が小切手による支払を希望
受取側が商品・サービスの受取と同時の支払を希望	振出側が商品・サービスの受取と同時の支払を希望
電子的決済サービスのセキュリティが不安	—

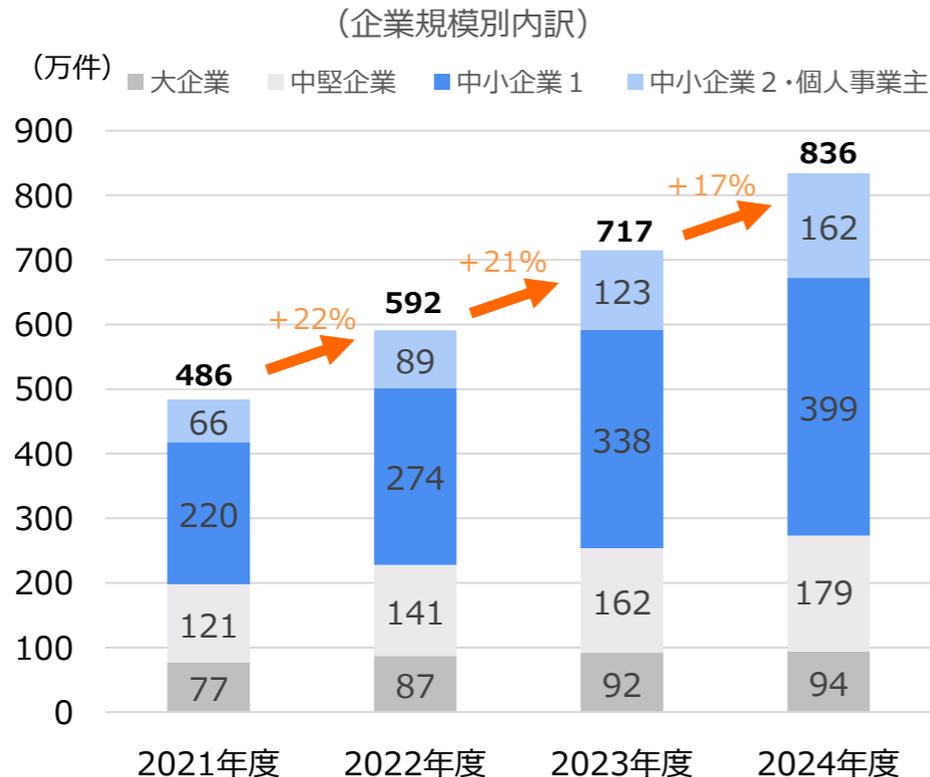
「やめたくない理由上位」

振出側	受取側
振込等と比べて手間がかからない	商品・サービスの引渡しと同時に支払を受けられる
多額の現金の取扱いが不要	多額または端数の現金の取扱いが不要
電子的決済サービスよりトータルの費用が安い	(手形と比較して)短期間で資金化が可能

2 でんさいライトができた背景

- でんさいの発生記録請求件数（手形でいう振出件数）が右肩上がりに推移
- 金融機関においても手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みを実施

でんさいの発生記録請求件数の推移



※大企業:資本金10億円以上/中堅企業: // 1億円以上10億円未満/
中小企業1: // 2,000万円以上1億円未満/中小企業2: // 2,000万円未満

- 2024年以降、3メガバンクや地方銀行等、多くの金融機関で、**手形帳・小切手帳の発行終了予定**などを公表
- また、「新規の当座預金口座開設の停止」または「当座預金口座の新規開設者を対象とする手形・小切手の発行停止」、「2027年4月以降を支払期日とする手形・小切手の取立受付の停止」といった取組みを進めている金融機関もあり

でんさいを含めた電子的決済サービスへの移行が活発

2 でんさいライトができた背景

でんさいライトは、2026年度末までの手形・小切手の**全面的な電子化に向けた取組みの一つ**でんさいの利用に踏み切れなかった、手形・小切手を利用中の事業者さま（お取引先）への新しいサービス

手形利用者におけるでんさいの利用状況

手形振出・取立企業とも
に**約8割**がでんさい
未利用(未契約+未稼働)

2025年3月21日実施(手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会
(事務局:全銀協)資料)より

■**でんさい未利用の理由**は、「仕組みや使い方がわからない」、「取引の相手方が使っていない」「社内事務手順等の体制整備が整わない」が多い。

	2022年度下期	2023年度上期	2023年度下期	2024年度上期	2024年度下期
仕組みや使い方がわからない	1位	1位	1位	1位	2位
取引の相手方が使っていない	2位	2位	2位	2位	1位
社内事務手順等の体制整備が整わない	3位	3位	3位	3位	3位

2022下期～2024年度下期オンラインセミナー実施後アンケート結果より

その中でも、「ITサービス全般に抵抗がある」「取引先がIBを契約していない」「振出枚数が少ないため、コストに見合わない」といったお声が多い

これまで、**でんさいの利用に踏み切れていなかった事業者さま(お取引先)**に利用いただくために、より使いやすいサービス**でんさいライト**をリリース

1

はじめに

2

でんさいの基本的な仕組み

3

でんさいライトの概要

4

でんさいライトの操作方法

5

でんさいライトのよくあるご質問

3 でんさいライトの概要

でんさいライトの3つのポイント

IB契約が不要

IB契約がなくてもでんさいの利用が可能

基本手数料が不要(安価な手数料)

月額手数料などは不要で、サービスの利用1件ごとの手数料のみで利用が可能

かんたん操作

パソコンだけでなく、お使いのスマホやタブレットを使ってより直感的な操作が可能

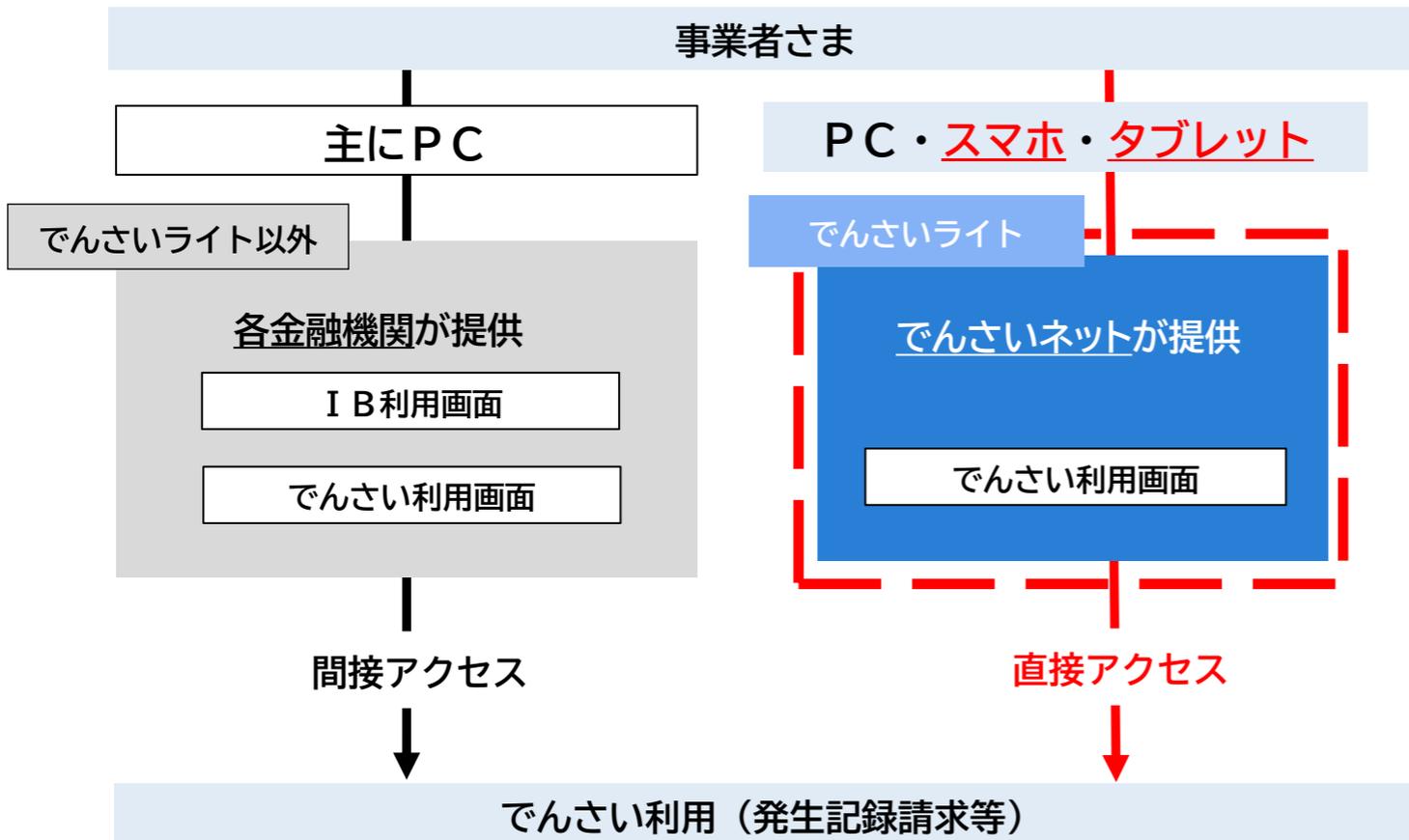
アプリをインストールする必要はなし

- 2024年11月18日から
サービス開始

3

でんさいライトの概要

でんさいサービスのイメージ図



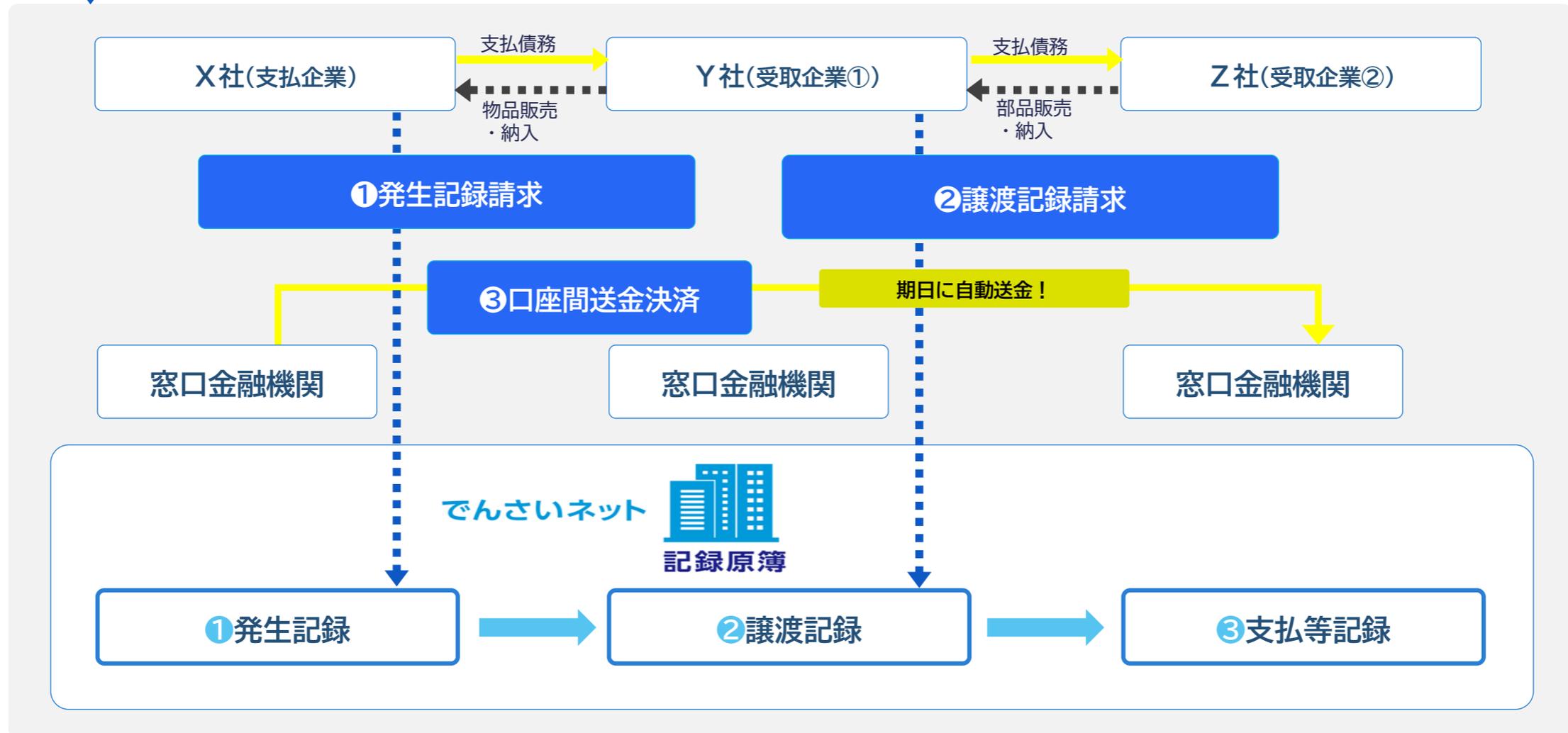
- でんさいライトは、金融機関が提供する画面ではなく、**でんさいネット**が事業者さまに**直接**サービスを提供。

でんさいライトの概要

でんさいライトの取引イメージ

でんさいライト

- 発生記録請求・・・手形の振出に相当
- 譲渡記録請求・・・手形の裏書譲渡(回し手形)に相当
- 口座間送金決済・・・手形の取立に相当



3 でんさいライトの概要

金融機関提供のでんさいサービスとでんさいライトの比較

	でんさいネットサービス (でんさいライトを除く)	でんさいライト
IB契約	(原則)必要	不要
IB基本手数料	(原則)必要	不要
でんさい利用申込先/ 資金決済	金融機関	金融機関
使用デバイス	主にパソコン	パソコン、 スマホ、タブレット
利用画面	各金融機関が提供	でんさいネットが提供
支払金額の範囲	1円以上100億円未満	1円以上 100万円以下 (債務者請求等1件当たり)

- 手形から従来のでんさいネットサービスへの移行に踏み切れていない事業者さまにおいても、でんさいライトのご利用を検討いただきたい

でんさいライトを**受取・譲渡**で利用する場合の**上限額なし**

IB契約不要、安価な手数料

でんさいライトは、IB契約が不要なため**初期契約料・月額基本手数料が無料**

でんさいによる支払い等で発生する1件当たりの手数料についても手形による支払いと比べ**安価に設定**

「でんさいライトの主な手数料」

手数料種類	税込金額※	備考
発生記録手数料	264円	支払側として発生記録を請求(債務者請求方式)または受取側として発生記録を請求(債権者請求方式)した場合に課金
譲渡記録手数料	132円	債権者として保有しているでんさいについて譲渡記録を請求した場合に課金
分割(譲渡)記録手数料	264円	債権者として保有しているでんさいについて分割(譲渡)記録を請求した場合に課金
変更記録手数料	132円	変更記録(でんさいの支払期日や金額等の変更や発生記録の削除を行うためにする記録)を請求した場合に課金
支払記録手数料	132円	支払等記録(口座間送金決済以外の方法によりでんさいの決済を終えたことの記録)を請求した場合に課金

- でんさいライトの手数料はでんさいネットが一律で設定
- 詳細はでんさいライト「特設ページ」をご覧ください

※上記のでんさいネット所定の手数料とは別に、企業が金融機関を通じて行う書面請求(残高証明書の発行を含む)やでんさいの決済資金の口座への入金等に関して、金融機関所定の手数料が必要となる場合があるため、詳しくは取引金融機関にご確認いただきたい。なお、でんさいネット所定の手数料については、当月利用分の手数料を翌月末日(月末日が銀行営業日でない場合は翌銀行営業日)に予め指定された口座から引き落とし。

3

でんさいライトの概要

かんたん操作

パソコンだけでなく使い慣れたスマートフォンやタブレットでも利用できるため、外出先でもでんさいの利用が可能



パソコン



スマートフォン



タブレット

利用可能※

※ユーザー登録やでんさい取引に当たっては、SMS(ショートメッセージサービス)を受信できる機器(スマートフォンまたはタブレット)が必要



ご利用画面イメージ



スタートガイド
(でんさいライト利用申込者に対し
初期設定等の操作を説明)

- 直感的に操作ができる簡単な画面設計
- スタートガイドや操作説明動画も用意
- 専用アプリをインストールする必要もなし

でんさいライトのセキュリティについて

でんさいライトは複数の認証を経てでんさいの支払等の操作を行うため、**不正利用されにくい仕組み**となっている



【本人なりすましへの対策】

- ・取引時の本人認証手段に**ワンタイムパスワード方式**を採用
- ・パスワードを規定回数以上、誤入力した場合の利用制限(利用再開には所定の手続きが必要)

【不正利用への対策】

- ・取引の操作を行う**担当者**と**承認者**を分けることが可能
- ・電子メールやFAXにより各種記録請求の受付結果や操作結果をお知らせ
- ・不正ログインに気付けるように、前回ログイン日時や取引履歴の確認が可能

- 事業者さま自身においてもセキュリティ対策、ID・パスワードの厳重な管理を行っていただきたい

でんさいライトはこのような方にオススメ

でんさいライトは、これから電子化対応(でんさいの利用)を検討いただく事業者さま(お取引先)にとって、気軽にご利用いただけるサービス



うちの会社は毎月10万円から30万円までの手形しか振出していないけど…

でんさいライトは、中小企業の事業者さまにも安心してご利用いただけるよう、1件当たりの**支払上限額を100万円以下に設定**



外出中にいつも使っているスマホででんさいを使いたい…

でんさいライトでは、パソコンだけでなく、**スマホやタブレット**を使って外出先でも簡単に操作が可能



取引先からでんさいの利用の依頼があるから、とりあえずでんさいを受け取ってみようかな

でんさいライトは**インターネットバンキング契約が不要**なため、気軽にでんさいの利用を始めることが可能



手形の枚数が少ないからでんさいに切り替えるメリットがなさそう

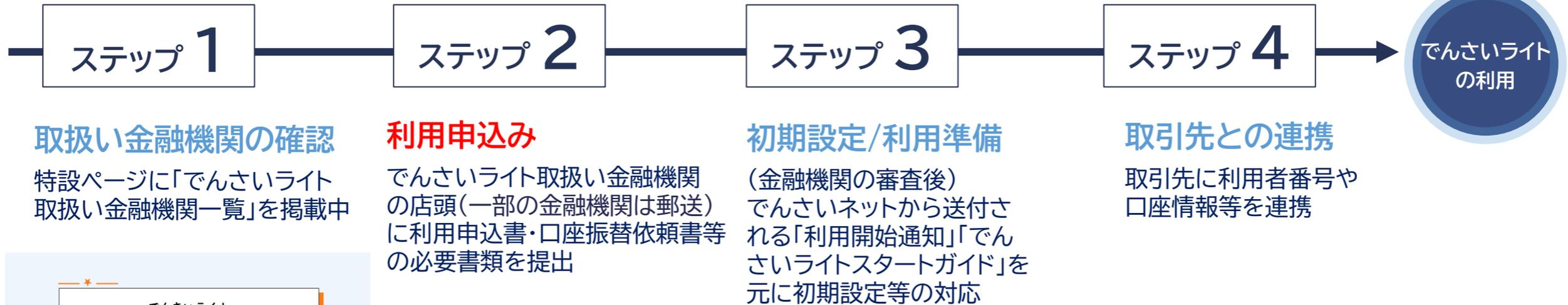
でんさいライトは基本手数料がかからないため、利用件数が少ない場合でも**切替メリットあり**

- **自社だけでなくお取引先**に対してもぜひでんさいライトの利用をご案内いただきたい

3 でんさいライトの概要

でんさいライトの利用までの流れ

でんさいライトは簡単な**4**ステップで利用が可能



でんさいライト
取扱い金融機関一覧
/申込方法

(↑でんさいライト取扱い金融機関一覧ページ)

- 詳しい利用申込方法については、でんさいライト特設ページの「**でんさいライト取引金融機関一覧/申込方法**」ページをご参照(次ページ)

3 でんさいライトの概要

でんさいライトの利用申込みの流れ

ステップ 2

利用申込方法は「PDFで作成」「店頭で記入」の2つがあり、金融機関ごとに受付可能な申込方法は異なる

PDFで作成

- でんさいライトの利用申込書作成フォームで利用申込書等を作成・印刷し、金融機関に来店、提出する方法

項目	説明	
申込情報の入力	でんさいライト上の利用申込書作成フォームを通じて申込情報を入力	1
利用申込書等の印刷	入力が完了するとPDFでダウンロードが可能。利用申込書（2枚）および口座振替依頼書（1枚）を印刷	2
必要書類の準備	商業登記簿謄本などの必要書類を準備（金融機関への来店予約が必要な場合は予約）	3
来店	「ステップ2」の印刷物および「ステップ3」の必要書類を持参し、金融機関に来店	4
審査・登録等	金融機関において審査および利用者情報登録を実施	5
利用開始通知	問題なければ、登録から1週間程度で当該企業の手許に利用開始通知が到着	6

店頭で記入

- 金融機関に来店し、店頭で金融機関所定の利用申込書等に記入、提出する方法

項目	説明
必要書類の準備	商業登記簿謄本などの必要書類を準備。また、金融機関への来店予約が必要な場合は予約
来店 申込書記入	「ステップ1」の必要書類を持参し、金融機関に来店。店頭で、金融機関所定の申込書に記入
審査・登録等	金融機関において審査および利用者情報登録を実施
利用開始通知	問題なければ、登録から1週間程度で当該企業の手許に利用開始通知が到着

※金融機関ごとに受付可能な利用申込みの方法は異なるため、でんさいライト特設ページの「[でんさいライト取引金融機関一覧/申込方法](#)」ページをご確認いただきたい

初期設定

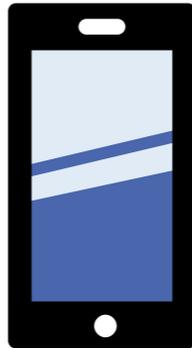
ステップ 3



利用開始通知



スタートガイド



スマートフォン

手元にご用意いただく3点

- 「利用開始通知」「スタートガイド」「スマートフォン」の3点をご用意いただき、スタートガイドに沿って初期設定を行う



POINT

- 管理者ユーザーの初期パスワードの有効期限は利用開始通知記載の日付から**30日**
- **SMSが受信できる機器**が必要
- でんさいライトからのメールを受け取れるように設定

3 でんさいライトの概要

でんさいライト操作方法ページ

ステップ 3

でんさいライトの「**操作説明動画**」や「**操作体験画面**」などを掲載

「でんさい操作方法ページの画面イメージ」



- でんさいライトの操作で比較的使用頻度が高い「発生記録請求」や「譲渡記録請求」の操作に関する動画や体験画面、マニュアル等を掲載
- 実際に利用(操作)される前に、**利用イメージ**を掴むことが可能

事前の確認で利用がスムーズに！

「操作説明動画イメージ」



まずは担当者ユーザーがでんさいライトにログインし、

「操作体験画面イメージ」



取引先への案内

ステップ 4

(案内状サンプルの画面イメージ)

案内状サンプル

取引先に対し、でんさい切替の案内の際にご利用いただける案内状サンプルを用意しております。
事業者さまのご利用用途からお選びください。

支払利用 受取利用

支払方法変更に関する案内状サンプル

支払企業（債務者側）から納入企業（債権者側）に対して、「でんさい」への支払方法の変更について意向を確認するための案内状サンプルです。
※簡易版は、詳細版の内容を1枚に集約したものです。

[【詳細版】ダウンロード](#) [【簡易版】ダウンロード](#)

記入例はこちら ▶ 記入例はこちら ▶

支払方法変更開始時期の案内状サンプル

案内状を送付した納入企業（債務者側）が「でんさい」への支払方法の変更に同意した際に、支払企業（債務者側）から納入企業（債権者側）に対して「でんさい」への支払方法変更開始時期等を通知するための案内状サンプルです。

[ダウンロード](#)

記入例はこちら ▶

支払方法変更に関する説明会の案内状サンプル

支払企業（債務者側）から納入企業（債権者側）に対して、支払企業主催の「でんさい」への支払方法変更に関する説明会の開催を案内するための案内状サンプルです。

[ダウンロード](#)

- 取引先に対し、でんさいへの切替を案内する際に便利な 「案内状サンプル」 を用意。
- ご利用用途に合わせたフォーマット（ワードファイル）をダウンロードし、記入例（PDFファイル）を参考に、簡単に案内状を作成可能。

案内状のサンプル（支払企業⇒受取企業）

支払方法変更に関する案内状サンプル【詳細版】（記入例／赤字箇所）
（支払企業⇒受取企業）

20XX年5月10日

お取引先 各位

株式会社大銀電気

「でんさい」による支払に関するご案内

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、お取引先様への代金の支払について、約束手形および小切手を利用しておりましたが、政府における2026年までの約束手形・小切手の利用廃止の方針を受け、弊社においても20XX年8月以降、ご同意いただいたお取引先様との間のお取引について、「でんさい」による支払を開始させていただくことを予定しております。

※「でんさい」による支払条件については、別紙1「でんさい」での支払条件についてをご参照ください。

弊社が新たな支払方法として採用する「でんさい」は、約束手形や小切手等に代わる決済手段として、株式会社全銀電子債権ネットワーク（通称「でんさいネット」）が提供する電子記録債権であり、利用メリットの高い決済手段でございます。

※「でんさい」の利用イメージおよびメリットについては、別紙2「でんさいについて」をご参照ください。

回答書のサンプル（受取企業⇒支払企業）

受取企業⇒支払企業 別紙3

20XX年5月29日

株式会社大銀電気 総務部 宛

貴社名	株式会社全銀製作所		
住所	東京都千代田区千代田12345		
ご担当課名	経理部	ご担当者様名	山本
電話番号	03-1234-5678	FAX番号	03-1234-5678

「でんさい」の受取に関する回答書

1. 今後「でんさい」で受取るよう申請します。

利用者番号	0	1	2	3	4	A	B	C	D		
決済口座	金融機関名	全国銀行			金融機関コード			9	9	9	9
	支店名	東京支店			支店コード			0	0	1	
変更可能時期※	口座種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	口座番号	1	2	3	4	5	6	7
		2	0	X	X	年	8	月	分		

※「でんさい」を発生（手形でいう振出）する月。
後日、手形から「でんさい」への支払方法の変更開始時期等をご案内いたします。

でんさいライト特設ページ

特設ページにでんさいライトに関する情報を掲載しているため、まずは**本ページのご確認**を！

「特設ページトップ画面イメージ」



※画面イメージ

- これまでご説明したでんさいライトの概要や最新情報などを掲載中
- ログイン画面も特設ページ内に設置

<https://www.densai.net/densai-light/>
(特設ページ)



POINT

- 今年の秋に、でんさいライトの取扱い金融機関の拡大を予定
- 新たにでんさいライトの取扱いが可能となる金融機関については、本ページの「お知らせ」で公表予定

1

はじめに

2

でんさいの基本的な仕組み

3

でんさいライトの概要

4

でんさいライトの操作方法

5

でんさいライトのよくあるご質問

4 でんさいライトの操作方法

発生記録請求

承認

譲渡記録請求

開示

1

はじめに

2

でんさいの基本的な仕組み

3

でんさいライトの概要

4

でんさいライトの操作方法

5

でんさいライトのよくある質問

でんさいライトに関するご質問①

でんさいライトに関するよくあるご質問は、「特設ページ」のよくあるご質問へ

「でんさいライトのサービス概要に関するご質問」

ご質問	回答
でんさいライトは複数の金融機関で利用できるか？	でんさいライトの取扱いがある金融機関であれば利用可能。ただし、それぞれの金融機関ででんさいライトを申込み必要がある。
でんさいライトで受取や譲渡をする場合の上限額はあるか？	受取または譲渡で利用する場合の上限額の設定はない。
支払企業がでんさいライト以外のでんさいネットサービスを利用した場合、受取企業においてでんさいライトを利用することは可能か？	可能。でんさいの利用者であれば、でんさいライトに限らず、でんさいライト以外のでんさいネットサービスからでも支払・受取は可能。
現在、でんさいライト以外のでんさいネットサービスを利用中だが、でんさいライトを利用すれば、でんさいライトの画面上ででんさいライト以外のでんさいネットサービスの利用状況もまとめて確認できるか？	利用契約が異なるため、でんさいライトの画面上ででんさいライト以外のでんさいネットサービスの利用状況をまとめて確認することはできない。それぞれのサービスの画面上でご確認いただきたい。
パソコンを利用しているが、SMSが受信できる機器は必ず必要か？ 誰がSMSの受信機器を持つ必要があるのか？	パソコンで利用する場合もスマートフォン等のSMS受信できる機器が必要となる。 でんさいライトについては、管理者ユーザーや承認者ユーザーといった権限に応じて、利用する電話番号をそれぞれ指定することができ、各ユーザーにおいてSMSの受信機器を持つ必要がある。

5 でんさいライトのよくある質問

でんさいライトに関するご質問②

「でんさいライトの手数料に関するご質問」

質問	回答
でんさいライトの利用手数料はいくらか？	発生記録請求や譲渡記録請求などの利用1件ごとに手数料がかかる。なお、基本手数料はかからない。具体的な手数料金額については、特設ページをご確認いただきたい。
でんさいライトの利用手数料はいつ請求されるか？	でんさいネット所定の手数料請求については、当月ご利用分の手数料を翌月末日（月末日が銀行営業日でない場合は翌銀行営業日）にご指定口座から引き落とす方法による。 なお、窓口金融機関所定の手数料の請求時期・請求方法については、窓口金融機関にお問合せいただきたい。
金融機関から手数料を請求される場合はあるか？ 受取企業が支払う費用はあるか？	窓口金融機関を通じて行う書面請求（残高証明書の発行を含む）やでんさいの決済資金の口座への入金等に関して、窓口金融機関所定の手数料が必要となる場合がある（受取企業側で入金手数料などといった形で手数料が必要となる場合がある）。 手数料の有無・具体的な金額等については、窓口金融機関にお問い合わせいただきたい。
でんさいライトの利用手数料の請求書はインボイス制度に対応しているか？	でんさいライトの利用手数料の請求書はインボイス制度の要件を満たす適格請求書となっている。

5 でんさいライトのよくある質問

でんさいライトに関するご質問③

「でんさいライトの利用に関するご質問」

質問	回答
でんさいライトを利用したいが、何から始めれば良いか？	でんさいライトを利用するには、まずでんさいライトの取扱い金融機関に利用申込みをしていただき、金融機関による審査等を経たのちに利用可能。
でんさいライトで利用できるデバイスは何か？	パソコン・スマートフォン・タブレットを通じて、ウェブブラウザ経由で利用することが可能。なお、専用のアプリをインストールする必要はない。
同一企業がA金融機関ででんさいライト、B金融機関ででんさいライト以外のでんさいネットサービスを利用しようとする場合、利用者番号は同一となるか？	利用者番号は同一である。
でんさいライトで100万円を超えるでんさいを発生をさせたい場合どうすればよいか？	でんさいライトの1件当たりの支払上限額は100万円になるため、100万円超のでんさいを発生させる必要がある場合は、でんさいライト以外のでんさいネットサービスの利用をご検討いただきたい。なお、でんさいライトでも発生記録請求を複数回に分けて行うことで対応は可能だが、記録請求を行った回数分の発生記録手数料が必要となるためご留意いただきたい。
でんさいライトは受取だけでも利用できるか？	受取だけでも利用ができ、受取（または譲渡）で利用する場合には上限額の設定はない。なお、金融機関によっては決済資金の入金時などに手数料がかかる場合があるため、詳しくは金融機関にご確認いただきたい。

でんさいライトに関するご質問④

「でんさいライトの利用に関するご質問(続き)」

質問	回答
現在、でんさいライト以外のでんさいネットサービスを利用しているが、同一の金融機関ででんさいライトも併用できるか？	多くの金融機関では、同一利用者の場合、どちらかのサービスを選択いただく取扱いとなることが想定される。なお、併用が可能な金融機関であっても預金口座はサービスごとに異なる口座を設定する必要がある。
でんさいライトを通じてでんさい割引はできるか？	金融機関ごとに異なる。でんさいライトを通じたでんさい割引の取扱いが可能な金融機関については、「でんさいライト取扱い金融機関一覧/申込方法」ページをご確認いただきたい。
でんさいライトではFAXで通知を受けることもできるか？	でんさいライトの操作画面上でFAX通知の利用設定を行うことが可能。なお、FAX通知のサービスのご利用に当たっては、当会社所定の手数料が必要となる。
でんさいライトは一括して請求することができるか？	でんさいライトは一括請求方式は採用していないので、1件ずつ請求する必要がある。

- でんさいライトやでんさいネットサービスに関するよくあるご質問は、でんさいネットウェブサイト「よくあるご質問」ページに掲載中。



でんさいライトコールセンター  0120-585-866

(月曜日～金曜日(土日祝・年末年始を除く) / 9:00～17:00)

利用申込時の必要書類/金融機関へお支払いいただく手数料/割引サービスの詳細等は、取引金融機関にお問い合わせいただきたい。

5 よくある質問（改正下請法（取適法）とでんさい①）

改正下請法（取適法）とでんさい



改正下請法（以下「取適法」）が施行※されたら、でんさいは利用できなくなるの？

以下のとおり、引き続き**でんさいの利用は可能です。**



でんさいで支払う取引が

取適法の**対象取引である**

取適法の**対象取引でない**

製品や役務の受領日（納品日）から60日以内の支払期日までに相手方に代金満額を金銭で着金するようでんさいを設定すれば、**利用可**

利用可

※1 発注者・受注者の対等な関係に基づき、事業者間における価格転嫁及び取引の適正化を図るための「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が令和7年5月16日に成立し、同月23日に公布。本改正により、法律名の「下請代金支払遅延等防止法」は、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（略称：中小受託取引適正化法、通称：取適法）となる。本改正法は、令和8年1月1日から施行（公正取引委員会ウェブサイトから抜粋）

※2 取適法の詳細は、公正取引委員会のウェブサイト等をご参照ください。【公正取引委員会ウェブサイト】https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihou.html
なお、でんさいネットにおいて、**事業者間の取引が取適法の対象取引か否かについての判断およびシステム上の判別はできかねますので**、ご了承願います。

5

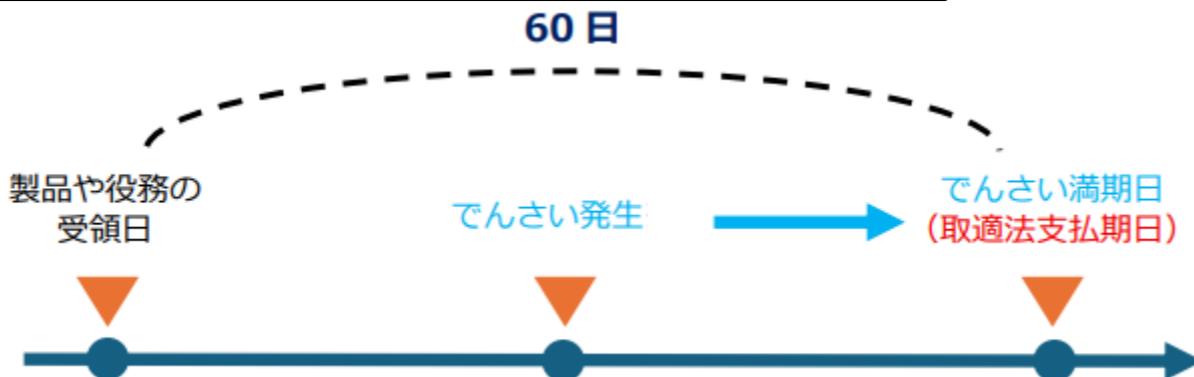
よくある質問 (改正下請法 (取適法) とでんさい②)

取適法対象取引におけるでんさいの満期日の設定

【取適法施行前(現行下請法対象取引の場合)の一例】



【取適法対象取引の場合(2026年1月1日以降)の一例】



取適法の対象取引ではない取引においては、左記のような満期日の設定はない



詳しくは、[公正取引委員会のウェブサイト](#)等で「中小受託取引適正化法 (取適法)」のご確認をお願いいたします

手形・小切手の全面的な電子化まで
あとわずか！

手形・小切手の全面的な電子化の対応として、

ぜひ**でんさいライト**のご利用を！

